

各位

会社名 株式会社アーバンライク
(コード番号 2992 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 吉野 悟
問合せ先 取締役管理部長 坂本 憲洋
TEL 0968-64-3011
URL <https://www.urban-like.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、定款の一部変更を2023年1月31日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。(変更案：第15条、附則)
- (3) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。またこれに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。(変更案：第22条)
なお、現任の取締役の任期につきましては、現行定款第22条のとおりとします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2023年1月31日(火)
定款変更の効力発生日	2023年1月31日(火)

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 7. (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>8. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～ 7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>木材・建築資材・木材製品・家具等の販売及び輸出入</u></p> <p>9. <u>木材・建築資材・木材製品・家具等の販売及び輸出入の代理店業</u></p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>